

令和元年度第2回
札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：2019年9月18日（水）午前10時開会
場 所：札幌すみれホテル 3階 ヴィオレ

1. 開 会

○事務局（北川子ども企画課長） それでは、定刻となりましたので、令和元年度第2回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当会議の事務局を担当しております子ども未来局子ども企画課長の北川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、委員改選が行われた後の最初の子ども・子育て会議でございますので、会長が決定されるまでの間、恐縮ですけれども、私が進行を務めさせていただきます。

初めに、本日の委員の出欠状況と会議資料について確認をさせていただきます。

本日の出欠ですが、菊地委員、佐藤委員、下村委員、土肥委員、豊田委員、水戸委員より欠席のご連絡をいただいております。

なお、現時点で、岩松委員、齋藤委員が遅参という状況でございます。

現時点で、参加者数は21名となっております、定足数に達しておりますので、開催したいと思います。

続きまして、本日の資料の確認でございます。

事前にお送りした資料のほか、本日、新たに配付をさせていただいている資料6-1、資料6-2と書いてあるものですが、こちらをあわせまして、お手元の次第に記載をされているとおり、資料1から資料8まで全9種類となっております。

資料の不足等はございませんでしょうか。ございましたら、挙手でお知らせください。

2. 委嘱状交付

○事務局（北川子ども企画課長） それでは、会議の開催に先立ちまして、委員の委嘱についてご説明をいたします。

本来であれば、お1人ずつ委嘱状をお渡しするところでございますけれども、この後の議事の充実にご協力いただきたく、本日は、あらかじめ、お手元に委嘱状を交付させていただいておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、委嘱状の交付に当たりまして、子ども未来局長の山根から、一言、御挨拶を申し上げます。

○山根子ども未来局長 皆様、おはようございます。

札幌市子ども未来局長の山根でございます。

このたび、皆様におかれましては、大変お忙しい中、子ども・子育て会議の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、日ごろより、さまざまな立場から、札幌市の子ども・子育て支援施策に対しまして、ご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

この子ども・子育て会議も、平成25年9月に設置されまして今回で4期目ということ

になります。この間、平成27年度に始まりました子ども・子育て支援新制度への移行に際して、あるいは、平成29年から平成30年にかけては、札幌市子どもの貧困対策計画の策定に当たりまして、委員の皆様にも熱心なご議論をいただいたところであります。

一方、この10月からは、幼児教育・保育の無償化が始まります。また、待機児童対策も、まだまだ引き続き喫緊の課題であります。加えて、この6月には、札幌で2歳の女の子が虐待死するという痛ましい事件も起こりました。

子ども・子育てを取り巻く課題は、大変多く、重たいものばかりだと考えているところでもあります。このような課題に向かっていくためにも、委員の皆様方の多様なご立場、専門的な見地からのご意見が欠かせないものと私どもは考えております。

第4期の委員の皆様には、今後5年間の子ども・子育て支援施策の指針となります子ども未来プランの改定について、早速、ご審議をいただくこととなりますが、何とぞ忌憚のないご意見をいただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱に当たりまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

○事務局（北川子ども企画課長） 続きまして、委員に就任された方々を御紹介させていただきます。

委員名簿に沿って、座席表の順に時計回りで紹介をさせていただきます。

お名前と所属について、その場で自己紹介をしていただければと思います。

恐縮ですけれども、安藤委員から時計回りで順にお願いいたします。

○安藤委員 札幌市PTA協議会から来ています安藤慎也と申します。

2回目の選任ということで、いろいろと学んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩松委員 札幌市里親会の岩松と言います。

まだ、よく理解していないことが多くあるのですが、皆様の御協力を得ながら、いろいろと学んでいきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○大場委員 北海道児童養護施設協議会顧問の大場でございます。

現在は、札幌市内にございます札幌南藻園の施設長を退いて参与ということで、不定期ですけれども、出勤をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

○梶井委員 札幌大谷大学社会学部の教員をしております梶井と申します。

家族社会学を専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

○金子委員 神戸学院大学の金子です。

専門は、少子化や高齢化の社会学です。

来年3月に、また札幌に帰ってきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○川俣委員 北海道教育大学の川俣と申します。

専門は、臨床心理で、公認心理師としても仕事をしております。よろしくお願いいたします。

○北川委員 札幌市自立支援協議会子ども部会部会長であります北川です。

障がい児の立場で参加させていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

○品川委員 札幌国際大学の品川と申します。

専門は保育社会学です。どうぞよろしくお願いいたします。

○白取委員 このたび、公募委員として参加させていただきます白取信子と申します。

3人の子育てをしております。子育てをして12年ほどですが、自分の経験したことをこの会議で何かお役に立てたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員 札幌で弁護士をしております高橋司です。

もう何期か繰り返しておりますが、最後にまた頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○遠山委員 札幌市中学校長会から参りました札幌市立厚別中学校校長の遠山と申します。

初めての会議ということですが、ぜひ子どもが元気で健やかに暮らせるように微力を尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員 札幌市私立幼稚園連合会の副会長をしております中村と申します。

札幌市の幼稚園、認定こども園155園の加盟園の代表として出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○林委員 札幌市学童保育連絡協議会から参りました林と申します。

私どもの団体は、学童保育に子どもを預ける保護者と指導員の集まりで、子どもの放課後について、よりよくということで活動しております。その代表として参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田委員 全国認定こども園協会北海道地区副代表の前田と申します。

発足の平成25年から、この委員として参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○正岡委員 札幌医科大学の正岡経子と申します。

専門は、助産学と母性看護学になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○松田委員 青少年育成委員会の札幌市の副議長として、充て職みたいな形ではございませんけれども、出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

○松本委員 北海道大学大学院教育学研究院の松本と申します。

専門は、社会福祉の領域であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○箭原委員 札幌市母子寡婦福祉連合会理事長の箭原でございます。

私どもは、ひとり親家庭の支援団体というか、その当事者団体でございます。全国組織がございまして、62年ほどやっておりますけれども、いまだにひとり親家庭の2人に1人は貧困で受けております。10月の10%でどういう駆け込みがあるのか、危惧してお

ります。どうぞよろしく願いいたします。

○山下委員 北海道警察本部で、人身安全対策を担当しております山下と申します。

所掌しておりますのは、DV事案や児童虐待、ストーカー、痴漢や盗撮、行方不明事案などでございます。よろしく願いいたします。

○山中委員 私は、公募委員となりました山中里美と申します。

上は中学校3年生、一番下は幼稚園の年中さん、6人の子育てをしながら、日々せっせと楽しい生活を送っております。

このたび、応募したきっかけ等々ありますが、未来ある子どもたちと、そこを支える地域の大人たちが笑顔で過ごせる日々が更に続くといいなと思ひまして、微力ながら参加させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○横山委員 弁護士の横山と申します。

児童福祉法の改正に伴って、平成28年11月から今年3月まで、中央児童相談所で嘱託弁護士として担当させていただいておりました。今年4月からは、札幌市児童相談所で定期的に相談を受けております。

今回、山田弁護士の後任として弁護士会の推薦を受けて委員にさせていただきましたので、認可・確認部会へ御指名いただくことになると思います。認可・確認部会の内容、今回も議論になる子ども未来プランを初め、まだまだ勉強中の身ではありますが、一生懸命頑張っていきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

○吉田委員 連合北海道札幌地区連合会の吉田と言います。

引き続きになります。よろしく願いします。

4. 議 事

○事務局（北川子ども企画課長） 委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、会長及び副会長の選任に入らせていただきます。

資料1、札幌市子ども・子育て会議条例の第6条第1項では、子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定めると規定をしており、また、同条第3項で、会長の代理者については、会長の指名により決定するものと規定しておりますので、会長及びその代理者である副会長の選任を行いたいと思ひます。

まず、会長につきまして、委員の互選により定めるとなっておりますが、引き続き、子ども未来プランの策定に取り組む必要があることから、前期の子ども・子育て会議において、会長をお務めいただきました神戸学院大学現代社会学部教授の金子委員を会長に推薦したいと思ひますが、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（北川子ども企画課長） ありがとうございます。

それでは、金子委員に会長をお願いしたいと存じます。

大変恐縮ですが、金子委員には、会長席にお移りいただきまして、御挨拶をいただきま

すとともに、今後の議事進行をお願いできればと存じます。よろしく願いいたします。

〔会長は所定の席に着く〕

○金子会長 金子でございます。

前回と同じということで、引き続き、会長を務めさせていただきます。よろしく願いします。

一昨日の敬老の日に、日本の高齢化率が史上最高の28.4%で、私もそうですが、高齢者は3,588万人であるという報道がなされました。翻って、少子化のほうでは、例えば、年少人口率で言うと12.1%であって、1,533万人しかいません。大ざっぱに見ても、2,000万人ぐらい小さい子がいないという高齢社会の中で、子どものことをちゃんと議論して適切な対応するという、この会議の大事さがますます理解できるようになりました。

それで、先ほど御依頼があった副会長のことでございますが、子ども・子育て会議条例によって、一応、私、会長になった者が指名するということになっておりますので、前回と同じような形でこの会議を運営するという意味でも、前の副会長を務めていただいた札幌大谷大学社会学部教授の梶井委員と、北海道大学大学院教育学研究院の松本委員のお二人を指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、お二人の副会長も、こちらに来ていただきたいと思います。

〔副会長は所定の席に着く〕

○金子会長 それでは、簡単な御挨拶を梶井副会長からお願いします。

○梶井副会長 梶井でございます。

御指名いただきましたので、前回に引き続き、また副会長を務めさせていただきたいと思います。

ライフワークとして、ひとり親家族のことをずっとやってまいりましたので、そのこともフィードバックしながら、また、会長を補佐しながら、会議の運営をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○金子会長 それでは、松本副会長もお願いします。

○松本副会長 松本でございます。

前期と同様、金子会長を補佐する形で、会の運営に微力を尽くしたいと考えております。

また、児童福祉部会、あるいは、今、虐待事案の検証にもかかわっております。そちらの検証についても、継続的にかかわって、札幌市として何ができるかということをお皆さんと一緒に考えていくことができたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事の続きに入らせていただきます。

2番目の札幌市子ども・子育て会議の概要についてから始めさせていただきます。

事務局から御説明をお願いします。

○事務局（北川子ども企画課長） それでは、札幌市子ども・子育て会議の概要について説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。

まず、資料2の1、当会議の概要についてであります。

札幌市子ども・子育て会議は、地方自治法に基づく附属機関の位置付けでございまして、札幌市における子ども施策の推進に必要な事項等について協議する場として、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て会議条例に基づきまして、平成25年9月に設置したものでございます。今回の改選によりまして、4期目に入っております。

次に、2、本会議・部会の設置及び審議事項でございます。

まず、本日のように、委員の皆様一堂に会していただく本会議につきましては、札幌市の子ども・子育て支援に関する総合計画でありますさっぽろ子ども未来プランに関する事項などを御審議いただくものでございます。

また、資料の裏面を御覧いただきたいのですが、当会議には五つの部会を設置しております。この部会の委員の選任は、後ほど、会長より御指名をいただくこととしておりますけれども、部会の概要について簡単に申し上げます。

初めに、認可・確認部会ですが、こちらは、認定こども園や保育所、地域型保育事業の認可や、整備計画の承認に当たっての御審議等をしていただくものでございます。

次に、放課後児童健全育成事業部会ですが、放課後児童クラブなど、放課後児童の健全育成事業のあり方について御審議をいただくものでございます。

次に、児童福祉部会ですが、里親の認定や児童福祉に関する事項として、子どもの貧困対策計画、児童相談体制強化プランの策定や進行管理に当たって御審議をいただいておりますほか、⑨に記載をしておりますとおり、児童虐待による死亡事例等、重篤な事案が生じた場合の検証についても御審議をいただくこととしております。

なお、直近では、本年6月に起こりました中央区の2歳の女の子が亡くなられた事案につきましても、児童福祉部会で御審議をいただいておりますが、具体的には、児童福祉部会の中に設置をしております検証ワーキンググループにおいて、現在も検証作業を継続して行っていることを申し添えます。

次に、処遇部会ですが、こちらは、児童の措置や被措置児童等の虐待に関することについて御審議をいただくものでございます。

最後に、いじめ問題再調査部会ですが、いじめに伴う重大事態が発生した場合に、札幌市教育委員会が設置する附属機関にて調査が実施され、その調査結果が教育委員会から市長に報告をされますけれども、その内容について、市長が改めて再調査の必要があると判断した場合に、当該調査を実施していただくものでございます。

以上が部会の概要でございます。

次に、恐縮ですが、資料の表面にお戻りいただけますでしょうか。

3、会議の公開について、4、議事録について、5、委員の身分について、あわせてご説明を申し上げます。

まず、この本会議の議事を初め、会議や議事録は、原則として札幌市情報公開条例に基づき、公開とさせていただきます。

なお、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、会長または部会長が会議に付議し、委員の了承をもって非公開とすることができるとされております。

また、委員の皆様の方は、地方公務員法に基づく特別職の地方公務員の位置付けでございまして、非公開での審議が決定した場合には、委員には守秘義務が課されますことを補足させていただきます。

以上、資料2、子ども・子育て会議についての説明でございました。

○金子会長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、説明を了解していただいたということで、次に、3番目の部会の委員及び部会長の指名についてということでお諮りをします。

条例の規定に基づき、私からの指名になりますので、指名案をお配りいたします。よろしく申し上げます。

それでは、事務局から指名案についての御説明をお願いいたします。

○事務局（北川子ども企画課長） ただいまお配りいたしました会長指名案について、私から読み上げたいと思います。

まず、認可・確認部会は、菊地委員、齋藤委員、品川委員、白取委員、豊田委員、前田委員、横山委員でございます。部会長は、品川委員をお願いいたします。

続きまして、放課後児童健全育成事業部会です。安藤委員、佐藤委員、林委員、正岡委員、松田委員、山中委員でございます。部会長は、正岡委員をお願いいたします。

裏面です。

児童福祉部会です。岩松委員、大場委員、北川委員、高橋委員、遠山委員、松本委員、箭原委員、山下委員でございます。部会長は、松本委員をお願いいたします。

続きまして、処遇部会です。岩松委員、大場委員、北川委員、高橋委員、松本委員でございます。部会長については、高橋委員をお願いいたします。

最後に、いじめ問題再調査部会です。梶井委員、川俣委員、高橋委員でございます。部会長については、川俣委員をお願いいたします。

なお、きょう御欠席の方からも、この委員案については、御内諾をいただいておりますことを申し添えます。

以上です。

○金子会長 今回の指名案は、審議の専門性並びに前回からの継続性などを踏まえて選ばせ

ていただいたものでございます。

御意見、御異論がなければ、この案のとおり指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事のメインであります新・さっぽろ子ども未来プランの改定につきまして、事務局から御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

○事務局(北川子ども企画課長) それでは、続きまして、新・さっぽろ子ども未来プランの改定につきまして御説明を申し上げます。

説明は、基本的に、資料4の「(仮称)第4次さっぽろ子ども未来プラン素案【概要版】」というA3判のカラーのものに基づいて行いますが、一部、資料5の本文案も御紹介をさせていただきますので、恐れ入りますけれども、資料4と資料5を見比べていただきながら説明申し上げさせていただきます。

なお、資料5の本文案は、あくまで議論の参考にしていただくためのたたき台でございまして、まだ、未完成バージョンでありますので、これが確定したものではないということを申し添えます。

それでは、早速、概要版の1ページの「1、計画の位置付け、計画期間及び対象(第1章)」でございます。

計画の位置付けといたしましては、中ほどの三角の図を御確認いただきたいのですが、札幌市の総合計画としては最上位計画の「まちづくり戦略ビジョン」というものがあり、「さっぽろ子ども未来プラン」は、その基本的な方向性を定める個別計画として策定するものでございます。

また、当計画は、10年前に制定された、いわゆる「子どもの権利条例」に基づく推進計画、更には、保育所等の入所希望のニーズ量と、それに伴う供給確保策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含するものとして策定するものでございます。

計画期間は、来年度、令和2年度から6年度までの5年間としており、計画の対象は、すべての子どもとその子育て家庭、更には、若者と位置付けております。

なお、計画の名称でございますが、資料5の本文2ページに、これまでのさっぽろ子ども未来プランの経過を年表のような形で記載しております。札幌市で子ども・子育て支援に関する総合計画を初めて策定したのが、国で「次世代育成支援対策推進法」が制定された後の平成16年、2004年となります。その計画を第1期といたしますと、今回のプランの改定で第4期目を迎えることとなりますことから、事務局では、このプランの名称を「第4次さっぽろ子ども未来プラン」ではいかがかと考えているところでございます。

恐れ入りますが、概要版に戻りまして、「2、札幌市の子ども・子育ての現状(第2章)」を御覧いただければと存じます。

この章では、前計画の実施状況として、これまで、毎年、子ども・子育て会議において

進行管理を行っていただいておりますが、その内容を大まかに触れさせていただくとともに、主に子どもの権利に関する事項として、昨年度実施いたしました「子どもに関する実態・意識調査」から見えてくる課題を掲載させていただいております。

更に、右側に移りまして、同じく昨年度実施をいたしました「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」から見えてくる課題を掲載させていただいております。

こちらにつきましては、前回、7月の子ども・子育て会議の際に、ニーズ調査結果を詳しく説明させていただきましたが、傾向といたしましては、図1に記載のとおり、この5年間で母親の就労が大幅に増加をしております、これに伴い、母親自身が抱えるストレスといったものが浮かび上がってくる結果となっております。

また、右の図3に記載のとおり、妊娠中のサポートとして、父親向けの育児教室などのニーズも高く出ているところでございます。

これらのニーズ調査結果をもとに、上段で課題として①から⑧まで、8点を簡潔にまとめさせていただいております。例えば、父親の育児参加を充実させる取組、仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけの強化、更には、子育てに孤立感を抱える者やストレスを抱える者への支援といったことを課題として上げさせていただいております。

次に、概要版の資料をおめくりいただきまして、2ページ、「3、計画の推進体系（第3章）」と記載した項目を御覧ください。

こちらには、計画の基本理念や視点、基本目標等を上げております。

まず、（1）計画の基本理念ですが、こちらは、前計画と変わらず、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」とさせていただきたいと考えております。

市では、子どもの権利条例を制定して10年が経過しており、改めて、いじめ、虐待等で悩み苦しむ子どもを支えていくとともに、あわせて、子育て家庭を社会全体で支えていくという思いから、この基本理念を継続させていただきたいと考えております。

次に、（2）基本的な視点ですけれども、視点1から視点3までは前計画の視点を引き継ぐとともに、視点4として、「地域資源の活用により、社会全体で連携して支える視点を新たな視点」として盛り込みたいと考えております。

詳しく内容を御説明させていただければと思いますので、恐れ入りますけれども、資料5、本文の39ページを御覧いただければと存じます。

こちらの視点ですが、中段に附属機関の主な意見ということで記載をしておりますけれども、去る7月の子ども・子育て会議におきまして、委員の皆様から御意見を多数頂戴しております。具体的には、私ども市役所の計画は、どうしても組織ごとに縦割りでの施策展開が中心となってしまいがちであり、もっと組織横断的に、例えば、地域ごとを単位などとして横串しでの有機的な連携体制を構築できるようにするという視点を加えるべきではないかといったような意見をいただいております。

御指摘のとおり、子育ての悩みや子どもの貧困あるいは児童虐待の問題など、一つの機

関では対応が困難なケースでも、複数の地域資源を活用することで、重層的に子どもの支援が可能ですが、我々市役所は、ややもすると、こういった資源を見過ごしてしまっているものと考えております。

したがって、このプランの中に重要なポイントとなる地域資源を明確に掲載させていただきまして、行政、民間団体、そして、市民が身近な地域において、これらの多様な地域資源の活用を視野に入れた子ども・子育て支援を進めていくということを狙いとしたものでございます。

こういった観点を、プラン全体にかかわるこの第3章、基本的な視点で盛り込みますとともに、第4章の具体的な施策の展開の中でも、例えば、子育て支援の項目や学校の項目、地域の項目などに、こういった地域資源を活用するというのを盛り込みたいというふうを考えております。

具体例を申し上げますと、本文の62ページは、学校教育の箇所でございますけれども、中段に記載がありますとおり、学校現場だけでは対応に苦慮するような事例を、地域資源や関係機関のネットワークを活用し、必要な支援につなげていくという趣旨で想定される地域資源の例を記載しております。

なお、実際にこういった地域資源を活用した取組につきましては、毎年しっかりと取組状況をチェックし、この子ども・子育て会議に御報告をさせていただくことを想定しているものでございます。

それでは、恐縮ですけれども、再度、資料の概要版に戻りまして、説明を続けさせていただきます。

概要版の「3、計画の推進体系」の（3）を御覧ください。

こちらには、当事者である子どもの意見を反映させようということで、子どもが考える未来のさっぽろという項目を掲げております。

これらは、去る8月に小学生から高校生までの子どもたちに、子どもに優しいまちというのはどういうまちなのか、これからの札幌がどうあるべきかといったことを議論していただき、発表してもらったものでございまして、それをここに掲載をさせていただいております。

次に、資料の右側に移りまして、「4、基本目標ごとの指標及び主要な活動指標」について御説明をさせていただきます。

このプランでは、計画全体の推進を管理する上で、二つの指標、更に、基本目標ごとの指標を掲載したいと考えております。

具体的には、（1）計画全体の指標としては、前計画に引き継ぎまして、子どもの自己肯定感として、自分のことが好きだと思う子どもの割合というものと、子育て支援の指標として、子どもが生き育てやすい環境だと思う人の割合という二つの指標を掲げております。

それぞれ計画の最終年度である令和6年度の目標値を理想値といたしまして、80%と

させていただいているところでございます。特に、二つ目の成果指標につきましては、平成30年度の現状値が50.9%であり、5年前の段階の60.7%から下がっているという状況でありますので、今後、保育の無償化などプランに基づくさまざまな事業を展開することで、何とか市民の大半が子どもに優しい育てやすいまちだという評価をしていただけるよう、指標の設定をしたいというふうに考えているところでございます。

この二つの成果指標が大目標でございますけれども、より実態に即した取組状況の把握に向けて、更に、(2)に記載のとおり、基本目標ごとに複数の成果指標を設定したいと考えております。

この中で、新しい指標設定としては、例えば、基本目標2の父親・母親がともに子育てを担っている家庭の割合というものを上げております。こちらは、現状で、子育ての担い手は母親のみと答える方が多い中、父親の育児への参加といったものをあらかず指標として新たに盛り込みたいと考えているものでございます。

同様に、例えば、基本目標3では、三つ目の若者支援の指標として、社会の一員として役割を持っていると感じる若者といった指標を設定し、若者の社会参加、自立支援を後押ししたいと考えております。

以上が主な成果指標でございますが、以前の子ども・子育て会議において、こういった成果指標を上げるのはよいが、実際にどの事業がどのぐらい進捗しているのか、わからない、掛け声のみになってしまい、実効性の担保が確保できないのではないかとといった御意見なども頂戴をしているところでございます。

したがいまして、次期プランでは、一番下の(3)に主要な活動指標と記載しておりますけれども、これらの数値目標の達成に向けて、例えば、待機児童数など主要な活動指標も複数設定をいたしまして、本会議において、進捗状況を確認していただくことで、適切に進行管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、この(3)の活動指標ですが、恐縮でございますけれども、次回の子ども・子育て会議において、複数の指標を提示させていただく予定であることを御了承いただきたいと思います。

それでは、続きまして、資料4の概要版の3ページに移っていただきます。

3ページ、「5、具体的な施策の展開(第4章)」と記載した項目を御覧ください。

こちらは、緑色で四つの基本目標と、それにぶら下がる基本施策を上げているものでございます。

基本目標自体は、現プランの基本目標を引き継いでいく予定でございますけれども、基本施策につきましては、市民ニーズや、この間の社会変化を踏まえて新たに基本施策として打ち出したいものを赤丸で、内容表現を変更して充実させたいというものを青丸にて記載をしております。

例えば、基本目標2では、基本政策1に高まる保育ニーズへの対応を上げております。現行プランでは、この項目は子育て支援の基本施策の中に事業を掲載しているのみでした

が、昨今の保育ニーズの高まりを受けて、しっかりと基本施策として位置付けたいと考えておりますし、市民ニーズの大変高い経済的支援の充実についても、幼保無償化や医療費助成の充実等を基本施策として位置付けたいと考えております。

また、重大な児童虐待の事案も生じておりますことから、例えば、基本目標2の基本施策3といたしまして、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を上げておりますけれども、区役所の保健センターを中心とした対応をここで充実して記載をするとともに、加えて、基本目標4の基本施策1でも児童相談体制の強化といたしまして、児童相談所の機能強化などの項目を掲載したいと考えております。

具体的な基本施策に盛り込む予定の項目については、この右側に記載しております。

まず、基本目標1は、子どもの権利を大切にする環境の充実についてであります。この箇所は、先ほど御説明を申し上げた子どもの権利条例に基づく推進計画に位置付けられる箇所でありまして、こちらは子ども・子育て会議とは別の附属機関であります子どもの権利委員会にて御審議をいただいているものでございます。

したがって、詳細の御説明は省かせていただきますけれども、この箇所で新たに盛り込んでまいりたい内容といたしましては、基本施策1の子どもの権利を大切にする意識の向上に、乳幼児保護者等への普及啓発と記載しております。この間、子どもの権利の市民への認知度は上昇傾向にありますが、保護者、特に乳幼児期の子どもを持つ保護者の認知度が低いといった傾向にありますことから、妊娠期からこの層への子どもの権利の普及啓発を積極的に行っていくことを計画化していきたいと考えております。

続きまして、基本目標2、安心して子どもを産み育てられる環境の充実についてであります。

こちらでは、基本施策1として、高まる保育ニーズへの対応を上げており、待機児童対策としての私立保育所等の整備促進、更に延長保育、病後児デイサービス事業の拡充といった多様な保育サービスの提供、加えて、保育士不足の解消に向けての保育人材の確保、復職、就労支援といった保育人材の質の確保といった項目を記載したいと考えております。

また、基本施策2としては、社会全体での子育て支援の充実としまして、意識調査を踏まえて、市民からのニーズが特に高い父親の子育て参加の推進、あるいは、情報発信といった項目、更には、ワーク・ライフ・バランスの推進として、育児休業等を取得する企業への助成、働き方支援の窓口運営などを記載したいと考えております。

基本施策3は、妊娠期からの切れ目のない支援の充実の項目であり、こちらは乳幼児健診等を担う各保健センターに位置付けております母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から出産、育児までの切れ目のない支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

更に、基本施策4として、こちらにも市民ニーズの高い経済的支援の充実に関する項目、例えば、子どもの医療費の助成や奨学金の支給といった内容を計画的に位置付けていきたいと考えております。

次に、資料をおめぐりいただきまして、4 ページ目の基本目標 3、子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実についてであります。

まず、基本施策 1 としては、充実した学校教育等の推進でありまして、幼児期の教育の充実や学校教育の推進といった教育振興基本計画に位置付けている主な事業を、当計画にもしっかりと位置付けてまいりたいと考えております。

また、基本施策 2 は、放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供でありまして、国が示す新・放課後子ども総合プランの自治体計画の位置付けを兼ねた施策であり、放課後児童クラブのニーズが増大することに伴う過密化の解消や、地域コミュニティ機能を持った新型児童会館の整備、民間児童育成会への支援等を計画化してまいりたいと考えております。

基本施策 3 は、地域における子どもの成長を支える環境づくりでございます。先ほどの新たな視点とも関連しますが、地域で多様な連携機関が一体的な支援を行うことが必要と考えておりまして、子育てサロンや児童虐待の地域協力員など地域での子育て支援等の推進、更には、子どもの安心・安全を確保する地域づくり、子どもの居場所づくり、身近な公園づくり、子どもの体験活動機会の場の充実といった施策を盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、基本施策 4 は、次代を担う若者への支援体制の充実についてであります。こちらには、若者の社会的自立を総合的に支援するため、若者支援施設での交流機会の促進や学習支援といった事業、更には、ひきこもりを初めとする困難を抱える若者への支援として、ひきこもり専門の相談窓口の運営や、フリースクールへの支援等を盛り込んでまいりたいと考えております。

最後に、基本目標 4 の配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実についてであります。

基本施策 1 の児童相談体制の強化でございますが、児童虐待防止対策体制の強化といたしまして、区の機能や児童相談所の機能の強化、児童家庭支援センター、更には、社会的養育の推進といたしまして、里親委託の推進などを盛り込んでまいりたいと考えております。

なお、児童虐待に関しては、さきに説明をさせていただいたとおり、現在、子ども・子育て会議の児童福祉部会に設置されました検証ワーキンググループにおきまして、本市で発生した虐待事案の検証作業を進めていただいております。

したがいまして、具体的な児童虐待の強化についての取組は、今後、検証ワーキンググループからの提言をいただきました後に、第 3 次となります児童相談体制強化プランを策定し、その中で計画化していきたいと考えておりまして、この子ども未来プランには、その中でも特に重点と思われる事業を掲載することとしたいと考えているところでございます。

次に、基本施策 2 の障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実でありま

す。こちらは、さっぽろ障がい者プラン2018が平成30年3月に策定されておりますので、乳幼児期から学齢期を通して個々のニーズに対応する支援体制の充実を盛り込んでまいるとともに、医療的ケアを要する子どもへの支援についても、さまざまな場での受け入れが実現できるよう、環境整備を図ることを計画化してまいりたいと考えております。

次に、基本施策3の子どもの貧困対策の推進でありまして、こちらは、平成30年3月に策定をいたしました子どもの貧困対策計画に基づき、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握し、寄り添い型の支援を行う子どもコーディネーターの配置や、子どもの居場所づくりの促進といったことを計画化してまいりたいと考えております。

次に、基本施策4のひとり親家庭への支援の充実であります。こちら、平成30年3月に策定をいたしましたひとり親家庭等自立促進計画に基づく事業を掲載してまいりたいと考えております。

最後に、基本施策5ですが、新たに、子どもを受け入れる多様性を認め合う社会の推進という施策を掲載しております。こちらには、虐待や障がい、貧困などといった施策には直接的には入らない、例えば、外国籍や性の問題といったさまざまな配慮を要する子どもへの支援について、しっかりと位置付けをしてまいりたいというふうに考えております。

長くなりましたけれども、以上が計画にも盛り込む施策事業の概要でございます。

なお、補足でございますが、本文の資料5は、先ほど申し上げたとおり、現段階のたたき台として提示をさせていただいたものでございます。

例えば、本文の54ページを御覧いただければと思いますけれども、ここには、基本施策に位置付ける事業といたしまして、想定事業という書きぶりで、簡単に事業名だけを記載しているものが多く入っております。これらについては、現在、札幌市では、子ども施策だけではなく、それ以外も含む、市長公約に基づく市全体のまちづくりのアクションプラン、中期実施計画というものを策定しておりまして、そのプランに盛り込む内容について、検討を進めているところでございます。

したがいまして、本日の御意見を踏まえ、次回に予定している子ども・子育て会議では、この記載の想定事業の箇所がもう少し具体的な事業集の形で皆様に御提示できるものと考えておりますので、御了承いただきたいというふうに思います。

それでは、恐縮ですけれども、再度、概要版に戻りまして、最後の部分の4ページの右側、「6、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画（第5章）」と記載した箇所でございます。

ここでは、この後、時間を頂戴いたしまして御説明を申し上げる今後の保育所等のニーズ量に対する供給確保策などを示していく箇所でございますので、内容については、後ほど、別途、御説明をさせていただきたいと思っておりますので、省略をさせていただきます。

次に、「7、計画の推進体制（第6章）」の箇所でございます。

こちらには、計画の推進体制として、毎年度、この子ども・子育て会議において、成果指標や活動指標の達成状況、更には、先ほど御説明申し上げましたとおり、地域における

連携の視点の取組状況など、点検評価をしていただきたいと思いますと考えております。

また、このプランが行政の縦割りにならないよう、実効性のあるものにするためには、市役所内の推進体制が何よりも重要と考えておりますので、庁内体制についても記載をしているところでございます。

以上が本プランの概要の説明でございます。

なお、今後のスケジュールといたしましては、本日の会議でいただく御意見や、庁内での検討などを踏まえ、再度、11月上旬の子ども・子育て会議におきまして、想定事業ではない、より本文に近い素案の形のことを御報告し、御審議いただければと思っております。その後、年度内の策定を目指して、パブリックコメントなどの手続をとっていきたいと考えております。

以上、長くなりましたけれども、事務局の説明を終わります。

○金子会長 ありがとうございます。

行政の縦割りをかなり強く意識されて、その反省の中で横のつながりを可能な限り模索するような、大変網羅的なプランになっているような印象があります。

しばらく、資料4ないしは資料5どちらでも、あるいは、両方でもよろしいので、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

北川委員、お願いします。

○北川委員 会議を都合で中座することになりますので、意見を言わせてください。

今、会長がおっしゃったように、特に基本的な視点の視点4の地域資源の活用により社会全体で連携して支える視点は、今まで縦割りだったのが、本当に素晴らしい画期的な視点で、このとおり実行されるようにお互いに努力していかないといけないなと思いました。

その中で、資料5ですが、前半では、障がい児支援、障がい児施設の連携も入っておいりましたので、62ページの連携を検討すべき地域資源の例の中でも、放課後デイサービスをつけ加えていただけたらと思います。障がい福祉では、家庭と教育と福祉の連携プロジェクトというものを国でも札幌市でも行っておりますので、ぜひこの例に加えていただけたらと思います。

以上です。

○金子会長 今の御意見に対して事務局から何かございますか。

○事務局（北川子ども企画課長） 御提案ありがとうございます。

ここは事例ですので、さまざまな可能性があったほうが良いと思います。今の北川委員の御指摘以外にも皆様の思いつくものがございましたら、本日でなくて後日でも構いませんので、事務局に御連絡いただければと思います。

○金子会長 引き続き、いかがでしょうか。

○松本副会長 松本です。

今の連携の点について、金子会長、北川委員からも大変評価をするという御発言があり

ました。私も、前回の議論を踏まえて、その点はかなり大事な視点が入ったというふうに考えております。

その上でございますが、地域のいろいろな資源が連携をするということだけではなくて、やはり市内の連携を具体的にどう進めるのかということ、もう少し丁寧に、前に出す形で入れていただけないかと思っております。今の御説明の最後のほうでも触れられましたけれども、計画をざっと見ますと、地域でいろいろな人が連携してくださいという話はあるのですが、役所の中でこういうふうに横申しを刺しますというところがやはり見えにくいです。市民目線から見ると、そこが大変大事なところかと思っておりますので、そちらもあわせて具体的にもう少し前に出すような形で書いていただけないかということでもあります。

これは意見でございます。

○金子会長 副会長の御意見はもともとだと思いますが、何か御回答はありますか。

○事務局（北川子ども企画課長） 本文の書きぶりについては、御相談をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○金子会長 ほかにどうぞ。

品川委員、お願いします。

○品川委員 今の北川委員、松本副会長の視点4の部分は、私も今回入ってよかったなととても思っています。

この39ページのところですが、では、これを具体的にどんなふうにしていくのかということで、子育て世代包括支援センターというものも上がっていますが、利用者支援事業、つまり社会資源があって、利用者の人がこういうことで困っているというのを最初に紹介していくというのが利用者支援事業で、その地域にない必要な資源があれば作り出すということも踏まえて検討してくださいというふうに国のプランにはあります。その上で、妊娠期からずっとワンストップで切れ目のない支援として、子育て世代包括支援センターというのが出てくるわけなのです。

そのあたりの関係性、あるいは、どこが旗を振って具体的に利用者の方に案内するのですが、札幌市としては、こういうふうに制度の名前は上がっているのだけれども、具体的にどういうふうに進めていくのか。例えば、利用者支援事業は、市町村の中では、保健センターが中心になって、ネウボラのような形でやっている市町村もあって評価されているようです。ただ、札幌市のように人口が多いところで、それ全部を保健センターが担っていけるのかという問題もありますし、やはり、児童福祉的な視点というのもすごく大事だというふうに思います。ですから、どこがやっていくのかというのを今のところどう想定されているのかがもしわかれば、あるいは、検討中であるということも含めて、教えていただきたいと思っております。

○金子会長 今の品川委員の御意見について、いかがでしょうか。

○事務局（北川子ども企画課長） 今、品川委員がおっしゃられたとおり、現時点では、区の保健センターが中心核となって、ネウボラのような子育て世代包括支援センターとい

う体制で進めていくことを考えております。そこは母子保健から始まって、保育の支援的な部分も含めて一括的に行っていくということが中心だと思います。

先ほど来、皆様から御指摘のあったとおり、庁内で縦割りになってはいけないということで、さまざまな福祉部門あるいは保育の現場も同じように情報発信の担い手となっていくということを意識しております。例えば、ちあふるといった保育の現場、場合によっては、学校ともうまく連携をして、情報発信のネットワークというか、漏れの少ないような体制づくりをしていくというのが現状の考え方となっております。

○金子会長 よろしいですか。

○品川委員 先ほどの松本副会長のお話もそうですけれども、現状はどうなのでしょう。今、ちあふると保健センターは、どの程度、一緒にやっているのかというところだけ教えてください。

○事務局（北川子ども企画課長） 現状では、各区の保健センター等に、こそだてインフォメーションという新たな窓口を設置いたしまして、そこでかなり包括的な情報発信を行っています。それは保健センターの母子保健とも連動しておりまして、例えば、乳幼児健診の帰りに立ち寄っていただけるようなレイアウト、あるいは、わかりやすい連携は、かなり意識的に取り組んでいるという状況でございます。

○金子会長 引き続き、御意見、御質問はございませんでしょうか。

では、正岡委員、どうぞ。

○正岡委員 1点、質問させていただきたいと思います。

基本目標2の基本施策3に、妊娠期からの切れ目のない支援の充実ということで、幾つか書かれてあると思います。この内容というのは、例えば、正常に経過したお母さんだけではなくて、お腹の中にいるときから障がいを持っていて、産まれたら医療的ケアが必要となる子どもや、シングルマザーで双子を産む方もいらっしゃいますので、そういった方のことも含めての基本施策3、妊娠期からの切れ目のない支援ということで検討されているのでしょうか。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 地域保健・母子保健担当課長の阿部と申します。

正岡委員が御質問のとおり、妊娠期からの切れ目のない支援については、正常に生まれる子以外で、胎内で異常があったり、出産後に先天性の異常疾患が見つかったときには、こちらの想定事業の中にも保健と医療が連携した育児支援ネットワークというものがありまして、医療機関と連携をして早期にそういった情報を保健センターに出していただいて支援をするという仕組みづくりもこの中に入っております。全ての子どもたちを妊娠期から健やかな成長に導くといった施策を充実するという認識で書かせていただいております。

○正岡委員 わかりました。

今、誌面上で見たところでは、そのあたりが少し伝わりにくかったので、そういった内容が主な活動指標等にも含まれて見えてくるといいなというふうに思いました。

○金子会長 今のところで、児童虐待の問題と関係する言葉として、国が10代の女性の妊娠については、わざわざ特定妊婦という表現を使って、報告書にずっと書いているわけです。国は特定妊婦というふうに使っているのですけれども、特に10代の女性の妊娠については、別枠で、児童虐待に関係が深くなるという統計的なデータがありますから、そのような配慮はされるつもりでしょうか。

○事務局（阿部地域保健・母子保健担当課長） 57ページの後段のところに、連携を検討すべき地域資源の例として、「望まない妊娠や若年妊婦など」ということで、具体例を書かせていただいております。これがまさしく特定妊婦ということ意識している表現になりますが、こちらの中に特定妊婦という表現を入れることも検討できるというふうにご覧いただけますので、そちらは御意見を頂戴して検討させていただきたいと思っております。

○金子会長 それでは、山中委員、お願いします。

○山中委員 一番最初に、視点4の新たに含めようという視点で、やはり町内というのがすごく一番大きなポイントだと思うのです。

市民からの視点としまして、昨年、起こりました大きな地震、災害等々ありまして、札幌という人口密度の高いところでもありますが、私の町内でも町内会で名簿等々を用意するというような動きがありました。でも、やはり、大きなマンションやアパートに点在される方々が地域の中で浮き彫りにされないとか、近くに古くからある市営住宅があるのですが、そちらに障がいをお持ちの方々、御夫婦等々がいらっしゃっても、その辺の周知が、地域、隣近所、向こう三軒両隣という言葉もありますけれども、そういうのがどんどんどんどん薄くなってきているような気がしているのです。

私どもは、近所のお母さんたちと社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン事業の一つとして、くれよんぼっけという事業を行っております。そこでつながった近所のお母さん方と、今でいうグループラインで共有した情報を交流できるようにしているのですが、地震でマンションに水が行かなくなったときに、そのグループラインがすごく生きて、そこで水に困っているよ、水道が出ないのだよ、小さな子どもがいるみたいだよ、食品が足りないみたいだよというような情報交換をする場にもなり、いかに日常生活の中で人と人とがつながっていただけるという安心感がすごく生きたと感じたのです。

そして、私は、子どもたちが幼稚園まで行っているのです、日中は1人になるのですよね。そうしたときに、1人で買い物していたり、1人で外へ出て近所を回ったときに、やはり高齢者の方々は高齢者の方々に助け合いの横のつながりができているということを実感しております。

そういった中で、子育て世代のお母様方だけではなく、アウトリーチというか、実は、高齢者の方とお話をするによって、困りことを聞くことができたり、逆に、子育てしている私たち母親が話を聞いてもらって教わるなど、親子関係を離れて地域の中で家族のような、子どもだったら子ども同士の横のつながり、大人たち大人たちの横のつながり、高齢者は高齢者、そして、斜めのつながりというものも私どもは考えております。例えば、

よその子を我が子のように支えていける、見守っていけるというような立場であったり、逆に、我が子に悪いところがあったらよその親御さんが注意してくれたり、私の足りない部分を助けてくださったりというような点が妊娠期間中もありました。

そういった人と人とのつながり、民生委員も、児童委員もたくさんいらっしやって、多忙な毎日を過ごされていると耳にするのですが、やはり市に頼らず、札幌市の一市民としてのつながりをつくりましょうといってもなかなか難しいことでして、何か引き金となる施策ができたらいいなと私は思いました。

○金子会長 多分、そういうことも意識されて、39ページの包括的な地域資源の下に、一人一人の地域の市民、家族・祖父母・知人という横の関係と縦の3世代の関係とありますので、それは恐らく書き込まないといけないことだろうというふうに思います。

それでは、松本副会長、どうぞ。

○松本副会長 先ほど、金子会長と正岡委員から、特定妊婦のことについて、もう少し具体的にという趣旨の御発言がありましたが、その点はきちんと示しておくことが大事だと私も思います。

そして、それにかかわって、そういうところにDVの問題が絡んだときに、かなり深刻な事案につながるリスクが高いということは、経験上もう了解のことだと思います。ですから、DV絡みについて、どういうふうに考えるかということは、計画の具体的な動きの中に入れておくことと、更に、啓発のところ、女性だけではなくて、男性に対する教育も含めて事業のところに入れておくことが必要ではないかと思います。具体的な動きでも、これは大事だと思います。これが1点です。

もう一点は、意見ですけれども、今もお話が出ましたが、地域の連携のところ、

やはり、市の施策として考えるときに、先ほどは市内のことを申し上げましたが、もう一つ、地域ということについて、どれぐらいの範囲のことを想定に置くのか、それは個別で違うと思うのです。例えば、区という単位なのか、中学校区という単位なのか、あるいは、もう少し小さい単位なのかというふうなことは、具体的な施策のところできちんと書いていかないと、品川委員の御発言にあったように、どこが進めていくのかという問題ととてもかかわるかと思えます。その点は、具体的な施策の書き込みのところ、もう少しわかるような形で書いていただくと議論が進むのではないかと考えています。

2点、意見です。

○金子会長 DVに関しては、男性に対しても書き込んでいくということ、それから、地域の資源の中で、どの程度の範囲でこれを考えていくかという御意見だったと思いますが、事務局から何かございませんか。

○事務局（北川子ども企画課長） DVに関しては、やはり権利侵害にかかわってくる部分も多いということで、本文の52ページに、若干ですけれども、想定事業のところにてDVの防止などについても書かせていただいております。昨今の虐待の状況を考えても背景にDVがありますので、ここの部分の書きぶりについては、もう少し強めたいと思

います。

それから、施策ごとにコミュニティーの範囲が変わってくるというのはおっしゃるとおりでございます。物によっては、学校区で設定しているものもあれば、地域の町内会単位のものもあると思います。また、そういう明確な区切りがなくても、例えば、子ども食堂のように歩いていける範囲というような考え方もあろうかと思いますが、それぞれ施策ごとに、どのぐらいのスパンを想定しているのかということも意識した書きぶりを考えたいというふうに思います。

○金子会長 資料4の2ページの右側の計画全体の指標の2、子どもが生き育てやすい環境だと思う人の割合の考え方のところ、札幌市のまちづくりの上位計画である、まちづくり戦略ビジョンの目標値とあります。例えば、別の計画と整合させて、今回の我々が想定している地域はこれぐらいだという書き方のほうがよろしいのではないかと思います。

ほかにございませんでしょうか。

横山委員、お願いします。

○横山委員 横山です。

弁護士会で、今年2月に、未成年が妊娠したときに、どこの機関がどのような形で手を差し伸べて支援していくのかをテーマにしてシンポジウムをさせていただいたことがあります。そのときに、関係機関が本当にいろいろ出てきて、では、どこがどう主導してケースを進めていくのかということが非常にわかりにくいと感じた部分があります。

どうしても政策を考えるときには、それぞれの部門ごとに考えると思うのですが、何か実際に発生するときは1人の人に対して多重的に発生すると思うので、政策は縦で考えるけれども、実際に1人に発生することは一つの事柄ではなく複数の事柄が一遍に発生するところをどういうふうに進めていくのかは、先ほど来、話に出っていますが、重要などころだと思っております。

私が中央児童相談所の嘱託で働いていたときに、いろいろお話を伺うことがあったのですが、中央児童相談所を初め、北海道の児童相談所は、児童相談所内での転勤があるので、中央児童相談所にいた人が次は旭川など地方に移ったりということで、児童相談所の児童福祉司としての経験を積みやすいという話を聞いたことがあります。

ただ、札幌市の場合には、当然、今のところ児童相談所は一つですので、児童相談所を離れるときには、ほかの部署に移ってしまうというふうな話も伺ったことがあります。

一方で、いろいろな職種を経験できるということではあると思うので、本来、異動して新たな経験を積むことで、札幌市の職員の皆さん一人一人が広い見地を持ってケースにかかわれるということでもあるのかなと思うのです。そこら辺は、政策の関係と、人事異動でどのような流れを組むと経験を積めて、新たに戻ってきたときなどにケースワークを進めていく力になるのかということも政策の中にも入れていただけたらなというふうに思います。

○金子会長 かなり前から問題とされていると思いますけれども、専門職と総合職のバラ

ンスのとり方の御意見だったと思いますが、いかがですか。

○事務局（北川子ども企画課長） ありがとうございます。

札幌市でも福祉職採用というものを行っておりまして、多くの福祉職採用の者が児相に異動で来るというようになっております。

また、今おっしゃられたとおり、市役所の中でさまざまな部局を経験するという中には、例えば、生活保護のケースワーカーを経験したり、区では、福祉の相談、障がいの相談、あるいは、家庭児童相談室という児相の区役所版のような組織がありますので、そういったところを行き来することによって、職員がスキルを上げていく、広い目で対象者を見ていくことができるというのは、委員の御指摘のとおりだというふうに思います。

私どもも、人事サイドも含めて、人材の育成というものをしっかり考えなければいけないという課題認識は現在持っているところでございます。

○金子会長 それでは、松本副会長、お願いします

○松本副会長 これは次回に向けての要望でございます。

先ほど金子会長が少し触れられましたが、計画全体の指標のところの子どもが生み育てやすい環境と思う人の割合が下がっているということはとても大きくて、これはなぜなのだろうということはここできちんと分析をして、議論をすべきことだろうと思っております。

そのためには、ただ、下がっているというだけでなく、どういう人がどういう答えをしているのか、下げたとしたら全体に下がっているのか、例えば、ある属性を持っている人のところでよく下がっているのかというような詳細な分析が必要かと思えます。これは、結果だけをもらうのではなくて、再分析できるような形でお手元にデータがあると信じております。ですから、もう少し丁寧に、どういうところがどういうふうに下げているのか、あるいは、どういう属性の人がどういう傾向にあるのかということデータを示していただいて、それをもとに、我々も事態を共有することが必要ではないかというふうに考えております。

○金子会長 私も、それはぜひお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、品川委員、お願いします。

○品川委員 1点だけ、お願いしたいと思います。

基本目標2の安心して子どもが生み育てられる環境の充実で高まる保育ニーズの対応は大変大事だというふうに思います。

この中で、幼児教育・保育の質の確保ということにも触れられているのですが、今回の計画、特に新制度になってから保育施設の増大というのは非常に多いというふうに思います。つまり、それだけ保育施設が多くなったということは、保育経験が少ない方がたくさん保育の現場に出ているということなのです。特に、今は、以前はなかった小規模保育施設や企業主導型も出ていますけれども、子どもあるいは親御さんにすれば、認可保育所に

預けようが、企業主導型に預けようが、同じように保育をしてほしいというふうに思うのです。その中で、通常と同じように、ただ単に研修を増やすとか、通常の質の保育策だけでは不十分なような気がします。その辺を踏まえて、どんなふうに保育の質の確保を考えたのかというのをぜひ具体的に検討していただきたいと思います。

○金子会長 今のお話に関係するのは、資料5の12ページの就学前児童の日中の過ごし方で、私はいろいろな都合で20年ぐらい前からこのデータを見てきているのですが、在宅の子どもの比率が少なくなっています。その分だけ、保育所や認定こども園、幼稚園という施設に預ける比率が非常に高くなっているという印象です。

今、品川委員がおっしゃるように、中の充実、教える側あるいは経営する側の問題があわせて出てこない、ゼロ歳から2歳児までの在宅はある程度ありますが、それでも、10年前、20年前に比べると、在宅も明らかに少なくなっているという印象であります。ぜひ、今の御発言の構成で御検討いただきたいというお願いです。

それでは、川俣委員、お願いします。

○川俣委員 今、成果指標のアウトカムの話が出ましたので、次回に向けてのお願いということで、一言、発言できればと思います。

目標値をどういった基準や根拠で設定されたかというのを、ぜひ御提示いただけたらと思います。というのは、非常に目標値が高く設定しているものもあれば、現状維持で設定しているものもあり、どういう基準かなということが気になりました。例えば、自分のことが好きだと思う子どもの割合の目標値を80%に設定しているのですが、少し古いデータですけれども平成26年版子ども・若者白書によると、日本全体の平均でいうと、大体、日本の子どもは45%が自分自身に満足していると答えていて、札幌市は現状値でも日本全体のデータよりは高い状況になっています。その中で、更に高い80%を目指すというのは、果たしてそれが現実的なアウトカムなのかどうかということに若干疑問を感じました。そういった点も含めて、次回に御提示いただければと思います。

以上です。

○金子会長 今の御要望について、いかがでしょうか。

○事務局（北川子ども企画課長） 数値目標に関しては、次回までに資料をそろえたいと思います。

○金子会長 11月に予定されているようですから、ぜひよろしくお願いいたします。

ほかにも、御意見、御質問がございますでしょうけれども、かなり時間が必要な議事がもう一つありますので、ここで、一旦、(5)番目の議事、需給計画のうち「供給」の考え方についてについて御説明をいただきます。よろしくお願いたします。

○事務局（北川子ども企画課長） それでは、本日、配付をさせていただきました資料6-1に基づきまして、次期プランに定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

まず、市町村子ども・子育て支援事業計画と申しますのは、子ども・子育て支援法に基づきまして、5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、つまり、ニーズ量と、その量の見込みに対する確保方策を定めるものでございます。

本日は、今年7月の会議で御審議をいただきましたニーズ量に対する確保対策、つまり、供給量について御審議をいただきたいと思っております。

なお、前回の会議以降、委員改選もありましたので、改めて量の見込みについても簡単に説明をさせていただきます。

若干専門的な議論になっていくかもしれませんが、よろしく申し上げます。

2ページを御覧ください。

こちらには、量の見込みを定める事業の一覧を掲載しております。

一番上には、教育・保育施設とありますが、これは、保育所や幼稚園、認定こども園等であり、その下に地域子ども・子育て支援事業として、国が指定する合計11事業について、量の見込みを示すこととしております。

次に、3ページを御覧ください。

こちらには、次期計画における量の見込みの算出についての考え方を記載しております。

一般的には、(1)に記載のとおり、各年度の推計児童数をもとに、共働き家庭やひとり親家庭といった潜在家庭類型と、昨年度行ったニーズ調査に基づく利用意向率を掛け合わせて量の見込みを算出することになっております。

次に、4ページを御覧ください。

(2)に記載のとおり、国からは、次年度以降の量の見込みの算出に当たり、新たな考え方が3点ほど示されております。例えば、放課後児童健全育成事業は、これまで、低学年、高学年別の2段階の見込みを出せばよかったのですが、新たな手引では、可能な限り1学年ごとに見込みを出しなさいというふうな内容となっております。

市では、(3)に記載をしておりますけれども、基本的には、こういった国手引をもとに、量の見込みを算出しておりますが、どうしても地域特性などがあり、国手引のとおりには算出すると、ニーズ量と実績値が乖離してしまう事業などもございます。このため、前回の子ども・子育て会議で御審議いただいたとおり、一部の事業においては、市独自の手法で量の見込みを算出しているところでございます。

続きまして、5ページから、事業ごとに具体的な量の見込み及び確保方策について説明をさせていただきます。

まず、教育・保育施設につきましては、保育推進担当課の伊藤より御説明を申し上げます。

○事務局（伊藤保育推進担当課長） 保育推進担当課長の伊藤と申します。

5ページ、6ページに基づきまして、次期プランに定めます教育・保育の量の見込み及び確保の方策について御説明をさせていただきます。

まず、5ページでございます。

左上の量の見込みの算出方法でございます。

こちらにつきましては、今年7月の子ども・子育て会議においてお示しをさせていただきますましたものを、改めて掲載しているものでございます。詳しい説明は割愛させていただきますけれども、簡単に申しますと、ニーズ調査による推計に基づく利用率を令和3年4月までに出現するものとしたしまして、その後も、一定割合で、このニーズが上層していくことを想定しているものでございます。

続きまして、右上の囲いを御覧いただきたいと思えます。

前回の会議におきまして、今年4月の現計画値と、令和7年4月の次期計画値との比較におきまして、ニーズ量が約3,700人増加するという御説明をさせていただいたところでございます。次期計画の期間内におきまして、引き続き、増加するニーズ量に対する必要な供給量をどのように確保していくかについて、考え方をこの囲みの中で記載しているところでございます。

基本的な考え方については、これまでの計画と同様に、既存施設の活用を優先することというふうにしておりまして、6点ほど、具体的な確保方策について、次のポチのところにて記載をしているところでございます。

まず、幼稚園から認定こども園への移行につきまして、これまでも、認定こども園に移行を考えている幼稚園に対しまして、私どものほうで直接御訪問させていただいたり、あるいは、その意向を伺うといった調査を行ってまいりました。次期計画期間においても、引き続き、認定こども園に移行について、相談あるいは働きかけを行ってまいりたいというふうにご考えてございます。

次に、既存施設の増改築による定員増でございます。老朽化が進んでいるような施設に対しまして建て替えを促進し、建て替えにあわせまして、定員を増加させるとともに、より安全な保育環境整備を進めてまいりたいと思っております。

そのほか、幼稚園や認定こども園で実施している一時預かりや、認可外施設から認可施設への移行、企業主導型保育事業における地域枠といったものを活用するとともに、必要に応じて認可保育所などの新規整備を行ってまいりたいというふうにご考えております。

以上が確保方策の考え方でございます。

続きまして、下の今後確保が必要な供給量の囲みのところを御覧いただきたいと思えます。

次期計画期間内に確保が必要な供給量というのを掲載してございます。

6ページに、次期計画期間内に想定されるニーズ量、そして、供給量を年齢の区分、年度ごとに記載しておりますので、あわせて御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、6ページでございます。

次期プラン計画期間内というふうにご破線で囲っている箇所について、この部分のうち、左端の令和2年の供給量と、一番右端、令和7年のニーズ量の見込みを御覧いただきたいと思えます。

この表の左側の区分の欄でございますけれども、上から3号、2号、1号というふうに記載をされております。

このたび、委員改選がありましたので、改めて簡単に御説明させていただきたいと思っております。

子ども・子育て支援法におきまして、年齢、保育の必要性に応じて支給認定が分けられております。ゼロ歳から2歳までの保育が必要な子どもを3号、そして、3歳から5歳で保育が必要な子どもを2号、3歳から5歳で、保育の必要性がなく、幼稚園を利用するといった方を1号というふうに区分がされております。

また、2号の子どもにおきましては、保育と教育に分けておりますけれども、2号の子どものうち、保育の必要性がある方で幼稚園などの教育施設の利用を強く希望する方を、2号のうちの教育というふうな分け方にしております。このことを御承知おきいただいた上で、御説明をさせていただきます。

令和2年の供給量につきましては、現時点におきまして、子ども・子育て会議認可・確認部会で整備計画が承認済みの施設の計画、市内各施設に対して実施いたしました意向調査の結果などに基づきまして、確保可能であると判断した供給量というのを、見込み予定になりますけれども、記載しております。この供給量と、右端に記載しております令和7年のニーズ量を比較いたしまして、次期計画期間内で供給確保が必要な量というのを算出することを基本的な考え方としております。

戻りまして、前のページの5ページの下側の囲みの左側になります。

区別の不足量一覧という表が一番左側でございます。こちらを御覧いただきますと、先ほど説明いたしました、令和2年の供給量と令和7年のニーズ量について、行政区ごとに比較した数字を掲載しております。

この数字につきましては、国の手引におきまして、各市町村が設定する区域内、札幌の場合は行政区ということになっておりますけれども、区ごとにニーズ量を満足する供給量を確保するという考え方になっております。

5ページの右上ですが、教育・保育提供区域というものを行政区というふうに表示しております。札幌市におきましては、このとおり、各行政区を区域としておりますので、供給量の過不足というのは、先ほど御説明しました6ページに記載しておりますが、札幌市全体の量を比較するのではなく、区ごとにニーズ量と供給量というのを比較した上で、不足が発生する行政区における不足量というのをそれぞれ記載させていただいております。

なお、行政区ごとの令和2年の供給量と令和7年のニーズ量につきましては、細かい数字になりますけれども、資料6-2に、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期という資料に詳細の数字を記載しておりますので、後ほど御確認いただければというふうに思います。

改めて、不足量につきましては、5ページの下側の区別の不足量一覧の表に戻りますけれども、ゼロ歳児、1号につきましては、表の下に米印で記載がございますが、既にニーズ

を満たす供給量というのが確保できております。

その一方で、全市計というところを御覧いただきたいと思いますが、次期計画の期間内におきまして、3号のうちの1・2歳については439人、また、2号については、2,552人分が不足するという見込みとなっております。これは、それぞれ行政区ごとに、下の中央区から手稲区まで不足量が書いてあります。これら不足する分だけ合計したものが全市計となっております。この不足量につきまして、どのように確保していくかということが問題となってまいります。

そこで、下の囲いの中の真ん中、矢印でつながっている表を御覧いただきたいと思いません。

行政区ごとの不足分を踏まえまして、次期計画期間内に確保する供給量を記載してございます。

2号の欄を御覧いただきたいのですけれども、令和2年に2万2,349人というふうになっております。これを令和7年の2万5,232人と差し引きいたしますと、2,883人となりますが、この2,883人分の供給量というのを新たに確保する必要があるということになります。

また、1歳、2歳につきましては、同じく、令和2年に1万2,572人となっている供給量でございますけれども、これを令和7年に1万4,369人分の量を確保することで、この差が1,797人分となりますので、この供給量を期間内に確保するというふうにしております。

また、表の右側に整備時期という囲みがございます。ただいま御説明いたしました供給量の確保をいつまでに実施するのかということ、ここの囲みの中に記載をしております。

国の子育て安心プランにおきまして、令和2年度末、西暦でいうと2020年度末、つまり、令和3年度が明けて4月ということになりますけれども、このときまでに待機児童解消する必要なニーズを満たす供給量を確保するということを目標としているところでございます。

これを踏まえまして、札幌市におきましても、令和3年4月時点での市全体の必要量というのを最大限確保いたしまして、今後も増加すると見込まれる保育ニーズへの対応を加速するために、計画期間内である令和7年4月ではなく、令和5年4月までに計画期間内に見込まれるニーズ量に対する供給量の確保を前倒しで計画したいと考えております。

そのために、真ん中の表を再び御覧いただきたいと思いますが、2号につきましては、令和5年までに2万5,164人分を確保する計画としておりまして、次期計画期間内で確保する予定の2,883人分のうち、2,815人分を確保することとしております。

これは、1歳、2歳分についても、同じ考え方としております。

最後に、一番右端の下の囲みでございますニーズ変化への対応という欄を御覧いただきたいと思いません。

各年度の供給量として記載している数字は、現時点で見込まれる供給量というのを記載しておりますけれども、今後の施設整備に係る工事の進捗状況、あるいは、年度途中における定員の増減、それから、幼稚園における一時預かり事業の定員の変更、企業主導型保育事業所の設置状況によりまして、この供給量というのが変動することが予想されます。そのため、供給量につきましては、その際の実施状況によりまして、本日御報告いたしません数値から変動する可能性があることを御承知おきいただければと思います。

また、来年度の計画期間開始以降におきましても、10月から始まります幼児・教育保育の無償化が開始されているということ、それから、女性活躍の推進あるいは就学前児童数の変動によりまして、ニーズ量の推計に影響を及ぼすことが考えられますことから、今後の状況に応じて適切に補正をしていかなければならない、補正することにより対応していきたいというふうに考えております。

その際には、また改めて子ども・子育て会議において、適宜、御報告させていただくこととしたいというふうに考えております。

以上が教育・保育の量の見込み及び確保方策についてでございます。

以上でございます。

○事務局（北川子ども企画課長）　引き続き、私から、教育・保育施設以外の地域子育て支援事業の量の見込み及び確保策について御説明を申し上げます。

まず、7ページの利用者支援に関する事業についてですが、これは子育て家庭のニーズを把握し、関係機関等とのネットワークを構築する事業であります。

現プランでは、この事業の実施箇所を各区役所と各区保育・子育て支援センター、ちあふるの1区2カ所、計20カ所としておりましたが、次期プランでは、国手引の変更により、箇所数ではなく機能別に内訳を示すようにということですので、各区の保育コーディネーター事業や、保健センター事業等を合わせ、1区4カ所、計40カ所のニーズ量としております。

供給量についても、同様の考え方としております。

次に、8ページの時間外保育事業についてですが、こちらは平成30年度の延長保育の利用率に、保育ニーズの伸び率を掛け合わせて量の見込みを算出しております。

供給量については、時間外保育実施予定の施設の定員数から算出をしたところでございます。

次に、9ページの放課後児童健全育成事業についてです。

こちらは、現プランにおいて、保育ニーズ等の高まりを背景に、ニーズ量の計画値と実績値にやや乖離が生じていることから、次期プランにおいて、登録数の増加率を用いて量の見込みを上方修正しているところでございます。

確保方策については、ミニ児童会館の拡張や、学校と併設した児童会館の再整備を進め、過密化の解消を図るとともに、過密化しているミニ児童会館において、放課後の空き教室等を利用できるように各学校と調整を行いながら過密化の解消を図り、高まる需要に応え

てまいりたいと考えております。

なお、現プラン作成時には、学校の空き教室等を活用する放課後等専用区画という仕組みがなかったため、放課後等専用区画により確保できる分を供給量に含めておりませんでした。次期プランからはこれを供給量として継続して計上しているところでございます。

次に、11ページの子育て短期支援事業、いわゆるショートステイについてでございます。

こちらは、保護者が病気等により一時的に養育ができなくなった場合に、児童養護施設等で預かる事業となっております。量の見込みについては、国からニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から本事業の活用が想定される数を算出し、補正することと示されたため、ニーズ調査結果により算出された量の見込みに、過去3年間の養護相談の伸び率を乗じて算出をしております。

供給量については、市内児童養護施設及び乳児院から聴取した受け入れ可能数合計に、実際にこの計画の対象としている5歳以下の児童の利用割合を乗じて算出をしたところでございます。

次に、12ページの地域子育て支援拠点事業、いわゆる子育てサロンの量の見込みについては、現プランと同様の算出としております。

供給量については、平成31年4月1日現在の常設子育てサロンにおける利用可能人数に、過去の開催実績を乗じて算出しております。

次に、13ページの幼稚園や認定こども園での一時預かり事業についてであります。

こちらは、ニーズ量には、1号認定による利用と2号認定による定期的な利用が含まれておりますが、2号認定による定期的な利用を希望する方については、一時預かり事業ではなく、認定こども園の利用も想定されるため、国手引で算出したものから幼稚園から移行した認定こども園の利用定員分を差し引いております。

供給量は、幼稚園型の一時預かり事業を実施している施設における年間利用可能日数に定員を乗じて算出をしております。

また、14ページの幼稚園型を除く、いわゆる短期での一時預かり事業、あるいは、15ページにあります病児保育事業については、現行プランでは、ニーズ調査の結果に基づく量の見込みが過大になっておりまして、実態にあわせて、日中、教育・保育サービスを受ける可能性のある方、あるいは、病児の場合は、実際には子どもを預けることができる可能性のある方を差し引いて、次期プランでの量の見込みを算出しているところでございます。

供給量の考え方ですが、14ページの幼稚園型を除く、いわゆる短期での一時預かり事業については、一時預かり事業は受け入れ可能児童数から算出しており、子育て援助活動支援事業については、過去の子育てサポートセンター、こども緊急サポートネットワークの提供会員数の伸び率を踏まえ、提供会員を推計するとともに、過去の未就学児の利用割合、提供会員の年間活動件数の実績を踏まえて算出しているところでございます。

なお、15ページの病児保育事業では、令和2年度、令和3年度で供給量がニーズ量を下回ってマイナスとなっておりますけれども、これについては、病後児デイサービスの施設数の拡充などにより、供給量の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、17ページの乳幼児全戸訪問事業から19ページの妊婦に対する健康診査事業、いわゆる母子保健の関係事業については、国手引にて算出方法が示されていないので、実際のゼロ歳児の人口や事業の実施件数、更には、妊婦の推計数といったものを、そのまま量の見込みとして置いているものでございます。

いずれの事業も、ニーズに対応できる必要な体制を確保しておりますので、供給量は人数量と同数としております。

以上が各事業の量の見込みと確保方策の説明となります。

なお、資料6-2は、この需給計画が行政区ごとに算出することが求められておりますので、区ごとの内訳を示したものでございます。こちらについては、御参考としていただきますようお願いをいたします。

以上、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○金子会長 教育・保育のニーズと供給、子ども・子育て支援事業に関するニーズと供給、それぞれの考え方を詳しくお話しいただきました。

ニーズは刻々と変わるでしょうし、手持ちの資源はそれほど増えませんから、なかなかこういうものを具体的に示すというのも大変なのだと思います。お聞きしていました。

委員の方々、御意見、御質問はございませんでしょうか。

林委員、お願いします。

○林委員 札幌市学童保育連絡協議会の林でございます。

私からは、9ページの放課後児童健全育成事業の確保方策の考え方について、御質問させていただきたいと思っております。

放課後等専用区画というものを新たに加えて供給量に含めるという考え方ですが、現状も過密化の解消策として活用しているということなのですけれども、これは具体的にどのように、本当に活用されているのかどうかというところが従前から非常に気になっております。

ミニ児童会館や児童会館で児童クラブが展開されていると思うのですがけれども、児童クラブの過密化というのがずっと言われてきまして、たしかミニ児童会館の6割ぐらいが、児童クラブに登録している人数が80人を超えているのです。ミニ児童会館といえば、教室二つ分で、その0.5分は事務スペースとして、教室1.5分を児童会館としていて、その中に一般来館児童と児童クラブ登録児童が一緒になって活動をするというもので、児童クラブ登録児童数だけで80人を超えているところが6割超えています。放課後等専用区画を置いて、この過密をどうやって解消していくのか、実際の確保方策というのはどのようなものなのか、すごく不思議なので、御説明をお願いいたしたいと思っております。

○金子会長 箭原委員、お願いします。

○箭原委員 関連した質問なので、一緒に答えてもらえればと思います。

第4次さっぽろ子ども未来プランの85ページに、放課後児童健全育成事業とあって、事業の概要の最後のほうに、「遊び場や生活の場を与える事業」と書いております。

また、厚労省の雇児発0331の第34号でも、「生活の場」というふうにつきつりと書いております。

そこから考えて、先ほどの9ページの放課後等専用区画として児童会館の体育室への特別な措置は、体育室を生活の場として即応するのか。体育室は普通の子も体育をしているわけですよ。そこを生活の場にするというふうな考え方は、相容れないものではないかなと思うところがございまして、ここを読み込んだときに、私としてはすごく理解できないところだったので、あわせてお答えいただければと思います。

○金子会長 いかがでしょうか。

○事務局（森放課後児童担当課長） まず、毎年の登録児童数に応じて、過密化している児童会館、ミニ児童会館を整備しています。

児童会館で体育室での特別な措置ということでしたが、こちらは体育室自体にマット等を敷設しまして、そこに机や椅子を設置しまして、遊び、生活の場というふうに整理しています。ですので、実際に体育をやっているところで同じように活動させているわけではなくて、そこに別途マットを敷いて、そのような場を確保しているというところですよ。

次に、ミニ児童会館ですけれども、当然、毎年、登録児童数が変わりますので、その段階で過密化しているかどうかというのを判定します。それで、各小学校に協力を依頼しまして、放課後に活動できるスペースを借用させていただいているところですよ。

○松本副会長 恐らく、お二人の委員からの質問は、特に札幌市の放課後対策が大変不十分な中で、かなり過密な状況に置かれているのではないかと、その現状をどう考えるかということと、その観点で、生活の場として考えたときに、それが妥当なものであるかという御発言だったかと思います。

体育室にマットを敷いているかどうかという問題ではないかと思いますが、生活の場として妥当なところをどう確保していくかという観点で、少しお考えをお聞かせいただいたほうが議論はかみ合うかなというふうに思いました。

○金子会長 いかがでしょうか。

○事務局（森放課後児童担当課長） 確かに、スペース的に限られている中で、過密化の解消を図るといのはなかなか難しい問題ではあるのですが、我々は、児童会館もそうですし、ミニ児童会館もそうですけれども、可能な限り、現状あるスペースを有効活用して、その遊び及び生活の場を、引き続き、確保していきたいという考えでございまして。

○金子会長 よろしいですか。

○林委員 回答をどうもありがとうございます。

生活の場ということ松本副会長がおっしゃってくださったのですが、本当に放課後児童クラブにおいては、その遊び及び生活の場ということが一番重要で、生活というのは、

やはり学校で課業をこなしてきた子どもたちが放課後に自由に遊ぶ、遊びを通して人間関係をつくったり、それから、その中で生活技術を身につけていったりするという大事な成長の時間なのです。そこで、体育室にマットを敷くということなのですけれども、その体育室自体は、やはり体を動かしたい子どもが遊ぶ場として保障されるべきで、時間ごとに今はマットを敷きますからね、今はみんなで体育をやらなければいけないですよというふうに区切られるべきものでもないというふうに思うのです。

子どもの遊び及び生活を子どもの権利として保障していくためには、子どもの今は動きたくないことも保障する、今やりたいことも保障するという視点が子どもの生活にどうしても必要なものですから、そういった観点をぜひ放課後施策に反映させていただくということを、この場の皆さんにもぜひお考えいただきたいと思います。

○金子会長 特に御回答はありませんか。

○事務局（森放課後児童担当課長） 今いただいた御意見は、私どもの事業に反映させていきたいと思っています。

○金子会長 それでは、順次、どうぞ。

○前田委員 認定こども園協会の前田です。

5ページに、今後確保が必要な供給量ということで、1号とゼロ歳は不足がありませんとあります。4月段階ではそうなのですけれども、入れることがいいのかどうかは別として、生後8週からの入れる段階になったらすぐ保育園に入れたい、でも、入れない、例えば、6月に生まれた子は9月、10月ぐらいからでも入りたいという親御さんが結構多いです。1歳、2歳の供給量を増やしていくのは当たり前なのですけれども、ゼロ歳も途中からは結構大変です。

そして、どこも人材不足ですから、例えば、我が園は、保育園、認定こども園、幼稚園の先生として復帰したいけれども、すぐ入る場所もないし、困ったという声もあります。この供給の中の一つとして、ここには出てないのですけれども、4月時点ではなくて途中からの10月時点や9月時点の供給も考えていただけたらありがたいなということを、私の意見として頭の中に入れていただきたいなと思っています。

それから、国定義の待機児童というのは行政区ごとと課長がお話しされておりましたけれども、南区では澄川から簾舞までと非常に長い距離なので、澄川に住んでいる人が簾舞まで行くわけがないのです。それから、北区に住んでいる人は、北十何条からあいの里公園駅の保育所まで通えないのです。

これは素人の考えですが、区によっては、この国定義の待機児童の緩和ができるものなのかどうか、お聞きしたいと思って、質問させていただきました。

○金子会長 特に、後半の御質問です。

○事務局（伊藤保育推進担当課長） まず、ゼロ歳児を初め、年度途中での入所ということでございます。

現在、札幌市では、例えば、卒園して学校に入るとか転勤など、いろいろな形で、4月

に入所というのが一番大きな、子どもの異動でございますので、まず、そこは念頭に置いております。

ただ、現在でも、地域によって違いますけれども、年度途中の入所というのが難しい部分があるというのは承知をしております。4月現在の待機児童を解消しつつ、その年度途中の待機児童にも目を向けてまいりたいというふうに思っております。

また、行政区ごとの国定義の待機の考え方ということでございます。

国定義の考え方自体は、国に報告する際に細かく基準を決めまして、カウントする方法でございますので、その考え方自体は、札幌市でどうこうということはできないものではございます。

例えば、今お話がありました行政区の中においても、地域が広くございますので、やはり実際にお使いになるのは自分の住まいから歩いて10分、15分、国基準では20分から30分程度というような一定の基準がございます。あるいは、通勤の経路から使いやすいところでなければなかなか使えないということもございます。そういったことから、区ごとのニーズ調査をして、区ごとに供給を確保するということは、もちろん計画上の数値ということでございますが、それを整備する際には、小学校区ごとに、実際にそこに住まわれている方のニーズの量と、そこにある保育の定員を比較しながら、その地域によってランク分けをしまして、事業者には整備の際にできるだけ不足している地域に配置という形で適材適所を図っていきたいということで、今現在もそのようにしておりますし、今後もそのようにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○金子会長 それでは、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 紹介がおくれてまして、申しわけございません。

齋藤優希と申します。

公募委員で、現在、4歳2カ月と1歳7カ月の子どもがいます。

私も同じく、教育・保育施設の量の見込み及び確保策の今後確保が必要な供給量の区別の不足量一覧で、すごく気になったことがあります。

先ほど、前田委員がおっしゃっていたように、やはり途中から利用したくても、ほとんど利用できないという現状です。私の場合ですと、1人目の長男が2歳のときに2人目を妊娠しまして、出産の予定日が2月だったので、できれば出産2カ月前ぐらいに保育園を利用できたらいいのになと思っていたのですがけれども、実際は、12月だと、とてもとても預けられるところはないという感じでした。例えば、私は、清田区に住んでいるのですけれども、この一覧では、1・2歳のところは不足なしというのがどうしてもおかしいなと感じています。

国定義でこういう表をつくっているというのはあるのですが、札幌市の区でなぜ保育が必要なのか、そして、そのニーズに対してどのぐらい人数が足りていないというのは、きっと出すことができると思うのです。なぜ保育所を利用したいのかということをやっと

出してから、それをニーズとして具体例を挙げたほうがいいのかと思いました。

それから、保育所を探す際にすけれども、私は、区の子育て支援担当係に質問に行ったのですが、こういう保育所が近くにありますがという一覧表をもらっただけで、あとは個別で電話をして聞いてくださいという現状でした。自分の家から近いところ、各所、各所、どういう状況かとそれぞれ電話して、先生方にも時間を割いてもらって答えてもらうというのは、多分、皆さんやっていることだと思うのです。それは、正直、保育園では、今どれぐらい人が足りていないかというのは出すことができると思うので、それを出して情報を共有してもらって、役所から教えてもらったほうが利用者としては便利だなと思いました。

以上です。

○金子会長 具体的な御提言も含めての御発言だったと思いますが、市から何かございませんか。

○事務局（伊藤保育推進担当課長） 答えられる部分、答えられない部分、答えになっていない部分があるかと思います。

まず、ニーズ調査の考え方でございますけれども、札幌市で、去年12月から今年1月にかけて、ニーズ調査をやっております。その際には、就学前の子どもを有する方にアンケートをとっておりまして、実際、今現在、保育園などを利用している方もいれば、そうではない方もいらっしゃいます。そういう方々に対する今後の利用希望といったものを調査しておりますので、このニーズ量自体は、国定義の待機児童かどうかということではなくて、あくまでもアンケート対象とした方の保育の利用希望、あるいは、保育を使うための就労状況を踏まえた保育の必要性をアンケート調査によって推計しております。これと、就学前の児童数の出生率、出生数といったものをもとに、今後5年間を推計しているということでございます。

したがって、例えば、清田区では、確かに調査のニーズの上では、現在、確保されている量とニーズ量を比べますとニーズ量のほうが少ない、つまり、供給量が足りているという結果にはなっております。ただ、今回の整理の中では、3歳から5歳のニーズ量で不足になっております。ここのところは、通常、保育園をつくる場合には、ゼロ歳から5歳児までの保育園を建てるということになりますので、現状ではなかなか入りにくいと言われている1・2歳についても、3歳から5歳の供給の確保にあわせて整備をしていくというふうになるかと思えます。

それから、実際に入りたい園を探すに当たっての区役所での情報提供のあり方が不十分ではないかという御意見を賜りました。

現在、区役所でも週1回入所の作業を行いますので、各保育園あるいは幼稚園、認定こども園から、何人の受け入れが可能かということ、その都度、各園からいろいろな情報をいただいて、入所の受け入れを行っていただいているところでございます。

ただ、実際に入園を希望される場合には、その都度の日々の情報が必ずしも入ってこな

い場合もございます。例えば、園を訪問して入園の体験ではないですけども、実際に園を見ていただいてやりとりしていただくことが必要になってくるかと思えます。

いずれにしても、今は各区における窓口での情報提供を、もう少し何とか便利にならないか、あるいは、もう少し情報提供できないかというお話でございましたので、このところは、区役所にもお伝えをいたしまして、よりよい情報提供ができるように努めたいと思っております。

以上でございます。

○金子会長 確認しますが、全体的なニーズ量調査というのは、年に大がかりに1回か2回おやりになっているのですか。

○事務局（伊藤保育推進担当課長） ニーズ調査につきましては、このさっぽろ子ども未来プラン需給計画に当たっての調査をもって、計画期間内の人口の推計を行って、算出をするということになります。毎年、毎年、ニーズ調査を行っているということではございません。

ただ、実態といたしまして、4月になりましたら申し込みというのが発生しますので、その時点でニーズとどれぐらい乖離があるかという検証といいますか、結果の突き合わせができると考えております。

○金子会長 それは、毎年発表されますよね。

○事務局（伊藤保育推進担当課長） 4月1日現在の待機児童ということで、国にも報告いたしますし、それを札幌市で例年ですと4月末ぐらいに公表を行っているところでございます。

以上でございます。

○金子会長 御説明の中に、どれくらい余裕があるかどうかを毎週ごとに各施設にお尋ねするというようなことがあったと思います。そういう情報と突合するということはあるのですか。つまり、それぞれの保育所、認定こども園、幼稚園で、足りているとか、不足しているという話がもう少し小まめに出ると、今の齋藤委員の御要望に少しは応えられるのかなという気がしました。

○事務局（伊藤保育推進担当課長） 現状は、全市的な集計というのを4月と10月の年2回行っております。そういう意味では、年2回、待機の状況、それから、申し込みの状況というのは、市トータルで集計をしておりますが、その都度というのは、今現在、統計的にはできていない状況でございます。

○金子会長 それでは、最後をお願いします。

○中村委員 先ほど、保育ニーズが高まるという話がありまして、今、供給のお話があったんですけども、幼稚園という立場からお話しさせていただきます。

先ほどのデータにもありますように、3・4・5歳というのは幼稚園に就園している割合が大変多いと思います。今、10月からの無償化ということで、保育を必要とするお子さんが新たに新2号という形で申請をしている最中でございますので、データを把握して

いるところかと思えます。

私たち幼稚園としては、多分、新2号というお子さんが増えてくるのではないかと考えています。その辺は、10月になって、果たしてそれがどういった状態になるのかというところも調べていただきたいなと思えます。

同時に、どうしても、待機児童ということになるかと思うのです。先ほど時間が切れてしまいましたが、55ページに保育士の人材確保という話があったのですが、認定こども園の場合は幼稚園教諭と保育士の両面が必要であり、幼稚園教諭は10年ごとの免許更新が必要であるということで、潜在的な一回やめて家庭に入っている方は、この10年ごとの免許更新がネックになって復帰できないという方もたくさんいらっしゃるかと思えます。

幼稚園では恐らく保育を必要とする方がかなり高まってきていると思いますが、今の形ですと、幼保連携の施設、認定こども園と保育園にはあって、幼稚園には生かされていないような制度、支援といったものが大変多いですので、ぜひそちらも同様に考えていただきまして、幼稚園も活用していただきたいと思います。

品川委員のお話にもありましたように、人材確保がままならない中で供給ばかりで走りますと、やはり保育の質という部分で落ちてくることあるかと思えます。ぜひ、その辺もよろしくお願ひしたいと思えます。

○金子会長 無償化の影響は非常に大きいと思えますので、それに対してきちんと対応していただき、すぐにはわかりませんでしょうけれども、3カ月、半年後にデータをそろえていただきたいということです。

申しわけありませんが、もう一つ報告というのがございますので、議事はこの段階で終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

5. 報 告

○金子会長 それでは、5番目の報告、各部会の決議状況について御説明をいただきます。

○事務局（伊藤保育推進担当課長） 資料7に基づきまして、認可・確認部会の決議状況につきまして御説明をいたします。

今年7月の子ども・子育て会議の後、現在までに開催いたしました認可・確認部会の決議状況を御報告させていただきます。

表に記載しておりますとおり、8月2日に認可・確認部会を開催しております。

決議状況でございますけれども、認可・確認部会におきましては、保育所5件、地域型保育事業16件の利用定員の設定及び認可等に関する計画について、御審議をいただきまして、御承認いただいております。

以上、認可・確認部会の決議状況でございます。

以上でございます。

○事務局（道券企画担当課長） 引き続きまして、被措置児童等虐待に関する報告について御説明をさせていただきます。

一番最後の資料でございますが、資料8を御覧ください。

項目1にございます処遇部会ですが、平成30年11月26日及び令和元年7月29日に開催しております。

いずれの会においても、議決事項はありませんでしたが、被措置児童等虐待に関する通報についての調査結果を報告しております。

昨年11月開催分の1件については、虐待事実なし、今年7月開催分の3件については、1件は虐待が認められたため、当該施設に対して文書指導を実施すること、残り2件については、虐待事実はない旨の報告を行っております。

資料8、被措置児童等虐待に関する報告は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

一応、これは報告事項でございますが、御意見、御質問がございましたらお出しください。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子会長 それでは、かなり延長になりまして申しわけありませんでした。

御質問、御意見がございませんので、本日の全ての議事はこれで終了いたします。

進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

6. 閉 会

○事務局（北川子ども企画課長） それでは、これで、本日の子ども・子育て会議を終了させていただきたいと思っております。

次回の会議につきましては、本年11月上旬を予定しておりますけれども、詳細な日程等については、別途、事務局より御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上

（会議録について発言者内容確認済み）